公認インターナショナルスキーインストラクター規程

（目的）
第１条　本規程は、公益財団法人全日本スキー・スノーボード連盟（以下「本連盟」という。）公認規程に基づき、公認インターナショナルスキーインストラクター（以下「インターナショナルスキーインストラクター」という。）に関し、必要な事項を定める。
（年度）
第２条　本規程の年度は、本連盟の定款第６条で定めた事業年度８月１日から翌年７月 31 日までをいう。
（使命）
第３条　インターナショナルスキーインストラクターは、多様化する社会や市場のニーズへ柔軟に対応するため、公認スキー学校等設置規程に定める本連盟公認スキー学校、その他本連盟が認めるスキー指導活動において、日本国内外のスキー場を利用するスキーヤーを対象として、初心者から中級者へと導き、スキーの楽しさと安全を伝え、高品質で安全かつ安心なスキー指導活動を行うことを使命とする。
（理念）
第４条　インターナショナルスキーインストラクターは、公認スキー指導者として、国内外のスキーヤーから信頼される存在を目指す。そのために本連盟の指導理念、安全管理、接客、技術指導を学び、日本のスノースポーツ文化を多方面へ発信できる人材として、ホスピタリティ、責任感及び高い倫理観を備え、外国語によるコミュニケーション能力の向上に努めるものとする。
２　本資格は、受検者の国籍及び居住地を問わず、広く受検の機会を提供するものとする。また、他の公認スキー指導者資格と同様に、インバウンドを含む国内外の多くのスキーヤーに対する指導に活用されることを目指す。資格取得後の活用方法については、公認スキー学校、加盟団体及び所属団体等における指導をはじめ、それぞれの活動の場や目的に応じて多様であってよいものとする。
（対象）
第５条　原則として、初心者から中級者を主たる指導対象とする。
（目標）
第６条　インターナショナルスキーインストラクターの使命や理念を達成するために、以下の知識や技術を習得し、絶えずその研鑽に努めなければならない。
（１）本連盟のスキー指導メソッドに基づいたスキーの技術指導に関すること
（２）スキースポーツの安全管理・安全指導・リスク対応に関すること
（３）指導するスキー場のルール・マナー・禁止エリアに関すること
（４）外国語を用いた指導及びレッスン運営に関すること
（５）インバウンド接客に関すること
（６）個人情報保護、ハラスメント防止に関すること
（資格）
第７条　インターナショナルスキーインストラクターは、公認スキー指導者検定規程に定めた検定会で合格した者が、公認スキー指導者検定規程に定める手続きを行うことにより資格が付与され、全国共通の資格を有する。

（有効期間）
第８条　資格の有効期間は、合格年度及び更新年度から２年間とする。
（義務）
第９条　インターナショナルスキーインストラクターは、次の各号に掲げる義務を負う。
（１）インターナショナルスキーインストラクター資格者は、インターナショナルスキーインストラクターの使命を完遂するため、資格有効期間内に、公認スキー指導者研修を１回受講し、修了しなければならない。また、その他の関連研修も積極的に受けなければならない。
（２）スキー場の安全指導や救護活動等への協力を求められた場合、積極的に関与しなければならない。
（資格の停止）
第 10 条　インターナショナルスキーインストラクターが、資格有効期間内に公認スキー指導者研修を修了しなかった場合は、その資格を停止する。資格停止中の者は、インターナショナルスキーインストラクターとして活動することができない。
（資格停止の解除）
第 11 条　インターナショナルスキーインストラクターの資格の停止を解除しようとする者は、公認スキー指導者研修を修了しなければならない。当該研修を修了したときは、資格停止を解除する。
（資格の喪失）
第 12 条　インターナショナルスキーインストラクターで、次に掲げる各号の一つに該当する場合は、インターナショナルスキーインストラクターの資格を喪失する。
（１）本連盟会員登録規程第４条の規定により、会員の資格を喪失したとき
（２）本連盟の規約に違反し、インターナショナルスキーインストラクターとしての体面を汚すような行為があったとき
（３）資格の年次登録料を納期までに納入しないとき
２　前項第１号、第２号については、理事会の決定による。
（登録料の納期）
第 13 条　インターナショナルスキーインストラクターは、各種公認・登録料金一覧表に定める年次登録料を、毎年会員登録料と同時に所定の期日までに納入しなければならない。
（規程の改廃）
第 14 条　この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

令和 8年 7月 6日　制定、令和 8年 8月 1日　施行
令和 8年10月28日　改正